

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和4年度第2回)

審議事項 第2号

見守り配食サービス事業の廃止について

見守り配食サービス事業の廃止について

1 旭川市見守り配食サービス事業の概要

旭川市内に居住する65歳以上の高齢者で、老衰、心身の障害、疾病その他の理由により栄養改善が必要な方のうち、心身の状況を定期的に把握する必要がある方に対し、週6回を限度として、自宅に直接手渡しで夕食を配達する事業である。配食サービスを行うとともに高齢者の状況を把握することにより、高齢者の健康を保持し自立生活を助長することを目的としている。

- 始 期 平成21年4月(地域支援事業の任意事業としての始期)
- 対象要件 ①高齢者のみで構成される世帯
②高齢者及び65歳未満の方で構成される世帯のうち、高齢者以外の世帯員が就労、障がい、疾病その他の理由で高齢者の栄養改善及び見守りができない世帯
- 配食単価 1食あたり 820円(うち自己負担額 500円、助成額 320円)
- 実施方法 市が委託した事業者が配食サービス事業全体の管理運営、配食のコーディネート、緊急対応業務等を実施し、調理・配達・見守り業務を市内配食事業者3社に再委託して実施している。
- 利用の流れ 担当ケアマネジャー又は担当の地域包括支援センターを通じて委託事業者に申込み、市が利用決定し、委託事業者が利用者宅を訪問の後に、利用開始となる。

2 利用状況について

- 利用者数及び配食数の推移(平成29年度～令和3年度までの5年間)

項目	単位	H29	H30	R元	R2	R3
実利用者数	人	112	106	117	119	119
配食数	食	14,626	14,331	15,043	15,832	14,795
委託料	千円	8,434	8,793	9,041	10,587	10,433

※実利用者数:年度内に一度でも配食を利用した人数

※配食数:3社が配達した弁当の総数

3 事業の課題

- (1) 民間配食サービスが充実し、栄養バランスのとれた高齢者向けの弁当が提供されていて利用者の選択の幅が広がっており、また利用世帯のニーズに応じた見守りサービスも行われており、行政による事業の役割が薄れていること
- (2) 配達時間や配達地区等が決まっていることで、必ずしも利用者の意向に沿うことができないこと
- (3) 事業費に対する費用対効果が限定的であること

4 第1回高齢者福祉専門分科会の審議内容

- (1) 市からの審議依頼事項
旭川市見守り配食サービス事業を令和5年末をもって廃止すること
- (2) 委員からの主な指摘(要旨)
 - 【1】 民間配食事業所の利用者数、衛生基準、見守り体制等の実態を把握すること
 - 【2】 現利用者の思いを聞き、廃止となる場合には必要なサービスを円滑に受けられるよう丁寧な支援を行うこと
 - 【3】 所得が低い高齢者に対して別の方法で助成を検討すること
 - 【4】 高齢者の見守り事業についてより充実させていくこと

4 第1回分科会の審議を受けての実態把握及び検討状況

【1】民間配食サービス事業所の実態把握

(1) 事業所の衛生管理について

- ・衛生管理・施設基準等の審査・確認等を経て、旭川市の飲食店営業許可を受けている
- ・営業許可の更新申請の都度、保健所による施設調査等を受けている

(2) 民間配食サービス事業所の実態

(ア) 次の項目にあてはまる市内配食事業所 10 社について訪問とヒアリングを実施

- ①高齢者に対して、栄養バランスのとれた高齢者向け日替わりメニューを、定期的に宅配していること
- ②原則、手渡しにより配達し、声かけ等が可能であること
- ③利用者のニーズに応じて、安否確認や不在時に緊急連絡先への連絡等を実施していること

(イ) 価格、メニュー、配食数、安否確認等について ~ 別紙のとおり

(ウ) ヒアリングの中で寄せられた意見等

- ・高齢者配食ならではの対応の工夫や悩み
- ・異変に気付いたときの対応方法と相談・連絡先等について、市との連携を希望

【2】現利用者の意向の把握及び支援について

(1) 居宅介護支援事業所ケアマネジャー等に対するアンケート調査結果

本人・家族の声	①安否確認が安心 ②メニューや味の改善を求める ③安くてよい ④栄養改善
評価する点	①安否確認とコミュニケーション ②栄養改善 ③経済的負担の軽減
利用しない理由	①民間の配食サービスがあるから ②手続が煩雑 ③訪問介護等の介護サービスや インフォーマルサービス等により見守りができているから ④利用者が時間的拘束を敬遠
民間のよい点	①手続が簡単(お試しや変更) ②メニューが豊富 ③安否確認 ④時間的拘束がない

(2) 事業が廃止となる場合の現利用者への対応について

(ア) 事業の廃止について、現利用者又は家族から聴取した意見等

- ・価格が上昇しても今の事業所の弁当を利用を継続したい
- ・現段階では何とも言えない(決められない)
- ・廃止となる場合、これを機に他の事業所の弁当を検討したい

(イ) 事業の廃止について、担当ケアマネジャーへの説明及び利用者への支援の協力依頼に係る意見等

- ・メニュー、価格、見守り体制を比較しながら、よく話し合っ利用者意向に沿って進める
- ・民間配食事業者の一覧表があれば選択の参考としたい
- ・これを機に他のサービス利用を検討したい

(ウ) 現利用者への支援

- ・引き続き、利用者及び家族の意見を聴取する
- ・必要な世帯又は担当ケアマネジャーに民間配食サービス事業所の一覧を配付するなど丁寧な情報提供を行う。

【3】 事業が廃止となる場合の利用料の助成について

本事業については、民間配食サービスの充実や費用対効果の状況などを背景とし、事業費を抑制する視点もあることから、これまでどおりの費用助成は難しいと考える。

【4】 民間配食事業の活用による見守り体制の拡充について

- ・現在の受託法人を介した配食3社との間接的な関わりに替わって、多くの民間配食事業所との連携や情報交換を行うことで、高齢者の見守り体制をより幅広いものへと展開できる可能性がある。
- ・事業所に対して、異変発見時の対応方法や既存の高齢者見守り体制について理解してもらい、事業所自身が高齢者の身近な見守りの担い手となるよう、協力を依頼していく。
- ・今後も、高齢者配食の実態把握を継続し、配食を通じた見守りサービスを希望する方に対する情報提供を充実させる。

5 検討のまとめ

本事業については、利用者が限定的で、利用者数も伸び悩んでいる状況において、多額の事業費を要しているのが実態となっている。

また、先に行った当専門分科会での審議において、前述のとおり、様々な角度から御意見をいただき、それらの御意見に対する検討を進め、民間配食サービスや見守り体制の実態等について調査し把握してきたところである。

その結果、高齢者の見守りについて、本事業を廃止した場合であっても、民間によるサービスで十分に提供される受け皿が備わっており、同時に利用者のニーズに柔軟な対応が可能であることを確認し、また民間事業所との連携により、見守り体制が拡大していく可能性もあるなど、本事業における課題は一定程度解消できるものと考えている。